

ID: 564

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	改築工事原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第19条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日